

使用済自動車の再資源化等に関する法律
(自動車リサイクル法)

フロン類回収業者の登録申請の手引

令和8年7月

川越市 環境部 産業廃棄物指導課 審査担当

はじめに

平成17年1月1日から使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）が施行されたことに伴い、川越市内において使用済自動車からのフロン類の回収を行うためには、川越市長の登録を受けなければなりません。

自動車リサイクル法の目的

自動車リサイクル法は、使用済自動車の引取り・引渡し・再資源化等が適正かつ円滑に実施されるための措置を講じることにより、使用済自動車から排出される廃棄物を減量し、資源や部品として再生するための取組を自動車製造業者や関連事業者等が行うことを通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

使用済自動車とは

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

フロン類回収業者の登録について

使用済自動車のエアコンディショナーに冷媒として充てんされているフロン類を回収する事業を行おうとする者は、都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けなければなりません。川越市内にある事業所で業を行う場合は、川越市長の登録を受ける必要があります。

※ 埼玉県内の事業所のうち所在地がさいたま市、越谷市及び川口市内での手続は、各市の担当課に直接問い合わせください。それ以外の市町村の場合は、該当する事業所のうちの主たる事業所の所在地を管轄する埼玉県環境管理事務所に登録の申請をしてください。

※ 複数の事業所を持つ場合、同一の自治体に申請する事業所分は、一つの申請書にまとめて申請してください。

1 申請場所

川越市資源化センター内 産業廃棄物指導課

〒350-0815 川越市大字鯨井 7 8 2 - 3

TEL 049-239-7007

登録申請（新規申請、更新申請）については、原則として**持参による受付**としていただきますので、御協力をお願いします。また、申請には予約が必要となりますので**予め電話で予約**をお願いします。

2 登録申請手続(新規及び更新)

登録の申請を行う場合は、次の手続が必要です。

(1) 登録基準について

以下の基準を全て満たしていないと、登録を受けることはできません。

- 提出する誓約書（添付書類 4 → 3 ページの表参照）に掲げる項目に申請者、役員等及び法定代理人が該当しないこと。
- 使用済自動車の引取りに当っては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応するものであること。
- 申請書及びその添付書類の記載事項について偽りなく、正しく、かつ、漏れなく記載されていること。

(2) フロン類回収業者登録申請書の提出

次の表中の申請書及び添付書類を提出してください。

提出部数は、**正本 1 部、副本 1 部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。

なお、副本はコピーでも構いません。

種類	内 容
申請書	フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第三）
添付書類1	申請者を確認できる書類（次のいずれか該当するものを提出） ア 申請者が法人の場合は、登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 イ 申請者が個人の場合は、住民票の写し（本籍地の記載のあるもの、外国人にあっては国籍等の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ウ 申請者が未成年者で、 法定代理人が個人の場合は、住民票の写し（本籍地の記載のあるもの、外国人にあっては国籍等の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） 法人の場合は、登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」

添付書類2	フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用契約書、管理要領書等のうちいずれかの写し
添付書類3	フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類4	誓約書 （申請者等が欠格要件に該当しないことの誓約書）
添付書類5	その他参考事項（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 申請者又は法人の社員等がフロン類の回収に係る資格を有する場合は、フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書 イ 申請者又は法人の社員等がフロン類の回収に係る実務経験を有する場合は、フロン類の回収業務実務経験証明書
添付書類6	登録状況報告書 （登録済登録番号又は登録申請中の状況報告書）
添付書類7	案内図 →登録しようとする事業所の案内図

※ 履歴事項全部証明書、住民票の写しについては、**発行後3か月以内**のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。

※ 事業所が複数ある場合は、添付書類2、添付書類3、添付書類5及び添付書類7については事業所別に添付してください。

※ 更新申請時には、現行の登録等通知書の写しを添付してください。

(3) 登録申請手数料

登録申請手数料は、新規登録申請5,500円、登録更新申請4,000円です。

産業廃棄物指導課職員が申請書等の記載内容を確認し、申請書等が受理できる内容となっていると判断した場合に申請を受理します。受理後、申請窓口にて手数料を納めていただきます（手数料納入後、申請者の都合により申請を取り下げる場合や申請者が欠格要件に該当する等の理由により市長が登録を拒否した場合については、手数料は返却できません。）。

なお、釣銭をご用意するのに時間がかかる場合がありますので、できるだけ釣銭の無いよう申請手数料をご用意ください。

3 フロン類回収業者の責務

(1) 使用済自動車の引取り

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

※ 「正当な理由」とは

ア 天災その他やむを得ない事情や理由により使用済自動車の引取りが困難である場合

(例) 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合

イ 使用済自動車に異物が混入している場合

ウ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
(例) 大量一括持込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合等、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合

エ 使用済自動車の引取りの条件が通常の引取りの条件と著しく異なる場合

(例) ・ 使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣習（地域性についても考慮したもの）と著しく異なる場合

・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合

・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合

オ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗（社会の一般的道徳観念）に反するものである場合

(例) 盗難車と分かっている引き取る場合、高圧ガス保安法違反になる場合等

(2) 使用済自動車の引取報告の実施

使用済自動車を引き取ったときは、引き取った日から３日以内に、電子マニフェスト制度により(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

※ 「電子マニフェスト制度」とは

関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者）等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターにパソコンによる電子情報で報告する制度です（事業者は、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。）。

電子マニフェストの主な機能は、次のとおりです。

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車に関する統計情報の整備

電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(3) 基準に従ったフロン類の回収

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収する義務があります。

※ 「フロン類回収基準」とは

引き取った使用済自動車のエアコンディショナーからフロン類を回収する際、その回収方法等について守らなければならない事項を定めたもので、次のア及びイのとおりです。

ア 使用済自動車の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいいます。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、下表の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄にそれぞれ掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力
2 K g 未満	0.1MPa
2 K g 以上	0.09MPa

イ フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い、又はフロン類の回収に立ち会うこと。

※ 「十分な知見を有する者」とは

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者、例えば、フロン類回収協議会等が実施する技術講習会の合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

(4) フロン類の引渡し

回収したフロン類は、再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等が指定する指定引取場所に引き渡す義務があります。この場合、フロン類の引渡報告が行われていることを前提として自動車製造業者等からフロン類回収料金が支払われます。

※ 「フロン類運搬基準」とは

フロン類を運搬する際に守らなければならない基準で、内容は次のとおりです。

ア 回収したフロン類を充てんする容器から他の回収容器への詰め替えをみだりに行わないこと。

イ 回収したフロン類を充てんする容器には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(5) フロン類の引渡報告の実施

自動車製造業者等にフロン類を引き渡したとき（自動車製造業者等にフロン類を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合は、フロン類の運搬を受託した者にフロン類を引き渡したとき）は、引き渡した日から3日以内に、電子マニフェスト制度により(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

(6) 使用済自動車の引渡し

フロン類を回収した後の使用済自動車は、解体業者へ引き渡す義務があります。解体業者にも引取義務がありますが、正当な理由がある場合には解体業者から引取りが拒否される可能性があります。

※ 「正当な理由」とは

3の(1)のアからオまでに示した事項と同様の内容です。

(7) 使用済自動車の引渡報告

解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（解体業者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合は、使用済自動車の運搬を受託した者に使用済自動車を引き渡したとき）は、引き渡した日から3日以内に、電子マニフェスト制度により(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

(8) 使用済自動車の運搬

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による業の許可は不要ですが、同法で定める廃棄物処理基準に従って運搬する必要があります。

(9) 標識の掲示

フロン類回収業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横それぞれ20cm以上の大きさに、フロン類回収業者の氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載した標識を掲げる必要があります。

(10) フロン類年次報告の実施

毎年度終了後1箇月以内（4月末まで）に、前年度の引取量、再利用量、保管量等につき、事業所ごとに電子マニフェスト制度により年次報告を行う義務があります。

4 登録事項の変更等届出

(1) 変更の届出

次の表中の事項に変更が生じた場合は、**変更後30日以内**に届出の手続が必要です。
次の届出書、誓約書及び添付書類を現行の登録等通知書の写しとともに提出してください。

ア フロン類回収業者変更届出書

イ 誓約書（3ページの表参照）

ウ 添付書類（次の表の1から9までのうち該当するもののみ提出してください。）

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

	変更事項	添付書類
1	フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○個人の場合 住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ○法人の場合 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）
2	事業所の名称及び所在地	案内図（添付書類7）
3	法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） 新旧対照表
4	法定代理人の氏名及び住所又は法定代理人の変更	○個人の場合 住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ○法人の場合 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）
5	回収しようとするフロン類の種類	○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

		○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
6	フロン類を回収するための設備の種類	○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
7	フロン類を回収するための設備の能力（回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。）	○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
8	フロン類を回収するための設備の数（回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。）	○事業所の追加の場合は、変更届出書及び誓約書のほかに次のア及びイの書類を添付してください。 ア 登録申請書に追加する事業所の名称及び所在地を記載したもの イ 添付書類2、添付書類3、添付書類5、添付書類

		6 及び添付書類 7 ○事業所の一部廃止の場合は、届出書（必要事項記入）のみの提出となります。
9	事業所の数（事業所の追加又は複数ある事業所のうちの一部廃止）	○個人の場合 住民票の写し（3 か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ○法人の場合 登記事項証明書（3 か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）

※ 上の表中の「添付書類」には、「2 登録申請手続(新規及び更新) (2)フロン類回収業者登録申請書の提出」の表中で示す添付書類の書式を使用してください。

※ 提出部数は、正本 1 部、副本 1 部（副本は申請者の控えとなります。）とします。

※ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 履歴事項全部証明書、住民票の写しは発行後 3 か月以内のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。

(2) 廃業等の届出

登録業者は次の事項に該当した場合は、該当する事項が発生した日から 30 日以内に次の手続が必要です。

次の届出書及び添付書類を登録等通知書とともに提出してください。

ア フロン類回収業廃業等届出書

イ 添付書類（次の表の 1 から 5 までのうち該当するもののみ提出してください。）

届出を必要とする各状況及び届出義務者

	届出を必要とする状況	添付書類及び届出義務者
1	個人の事業主が死亡した場合	相続人の戸籍全部事項証明書 (届出者：相続人)
2	法人が合併により消滅した場合	登記事項証明書（商業登記簿謄本） (届出者：その法人を代表する役員であった者)
3	法人が破産により解散した場合	破産管財人であることがわかる書面 (届出者：破産管財人)
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人であることがわかる書面 (届出者：清算人)
5	フロン類回収業を廃止した場合	法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本） (届出者：フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員) ※ 代表役員でない役員が提出する場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本）が必要です。

- ※ 提出部数は、**正本 1 部、副本 1 部**（副本は申請者の控えとなります。）とします。
- ※ 廃業等届出書の提出に手数料はかかりません。
- ※ 戸籍全部事項証明書及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）については、正本添付には原本の提出をお願いします。
- ※ 個人の事業主が死亡し、その相続人がフロン類回収業を行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。

5 登録の更新

フロン類回収業者が、引き続きフロン類の回収を行おうとする場合には、**登録を受けてから 5 年以内**にその更新を受けなければなりません。以下のことにご注意ください。

- (1) 登録の有効期間内に更新を受けない場合、有効期間満了によりその効力を失います。
- (2) 登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。
- (3) 更新の申請書類や必要な添付書類については、新規の場合と同様です（現行の登録等通知書の写しを添付してください。）。
- (4) 更新後の有効期間は、**更新前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して 5 年**です。